自動参集以外の災害医療本部・応急救護所メンバーの呼び出し方法について

【現在の「要員参集」について】

習志野市災害時医療救護活動マニュアル p 9・11より

「その他、市災害対策本部長・市医療本部長が必要と認めた場合」、「必要に応じて電話等による連絡網で参集の指示を 受けた場合に参集」と記載

- **→**早急な連絡が求められる状況であり、災害の状況程度によっては、通信障害等電話が有効でない場合が想定される。
- →具体的な連絡方法を検討することが必要。

【今回の検討事項 呼び出し方法案】

- ・参集メンバーの連絡先を市事務局で管理し、参集が必要となった際メンバーへ連絡。
- ・電話の場合に生じる時間と人員の負担を考え、メールでの連絡を主とする。

有事の際、通信障害が生じることも想定されるが、通信網復帰後メールを確認してもらい参集してもらうことが現実的と 考える。

■想定が明らかで、事前に呼び出しする場合(通信網への影響少なく平時の通信手段可能)は、

- ・市事務局より災害医療本部メンバーへ連絡。
- ・災害医療本部を設置し、応急救護所設置となる場合は、災害医療本部より応急救護所メンバーへメールで連絡。

■余震等被災の最中に、

今後の更なる被害を想定し呼び出しをする場合(被災により通信網への影響があり平時の通信手段が困難)は、

- ・時間の短縮を考え、メール送付し、通信網復帰後各自が確認し参集。
- ・平時の連絡手段は難しいため、有資格者に連絡が偏るが無線使用となるか。

■具体的な手続きについて



